

2027いしかわ総文宿泊等業務に関する協定書（案）

第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）（以下、「大会」という。）の宿泊等の業務に関して、第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 この協定は、大会に参加する生徒、引率教員、大会役員及びその他参加者等の宿舍確保、バス等輸送、弁当手配並びにその他の業務を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第3条 乙が行う業務内容は、別紙1「2027いしかわ総文宿泊等業務仕様書」のとおりとする。

2 乙は、第51回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）宿泊等サポートセンター（以下、「宿泊等サポートセンター」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定め、前項の業務を遂行するものとする。

（協定期間）

第4条 業務の協定期間は、この協定を締結した日から、令和9年10月31日までとする。

（乙の責務）※JVの場合のみ、単独の場合は第6条以下を1条繰り上げる。

第5条 この協定に定める乙の責務は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇社が連帯して負い、幹事会社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が連絡調整を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、業務を遂行するために必要な経費を負担する。

（報告）

第7条 乙は、甲の求めに応じて、業務の遂行状況を速やかに報告しなければならない。

(大会の中止)

第8条 大会が、天災その他やむを得ない事情により中止となった場合、この協定から生じる乙の権利は消滅する。ただし、大会の中止前に乙が果たすべきであった業務については、完了しなければならない。

2 乙は甲に対し、大会中止に伴い生じた損失の補償を請求することはできない。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 期間内にこの協定を履行しない場合又は履行の見込みがないと甲が認めたとき
- (2) この協定に定める業務の履行について、不正の行為があったとき
- (3) その他この協定に違反したとき

(損害賠償)

第10条 乙は、自己の責任に帰すべき事由により、業務の遂行に際して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 業務の実施に当たり、乙に生じた損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本業務の遂行のため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(譲渡の禁止)

第13条 乙は、この協定から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(労働関係法令等の順守)

第14条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 この協定に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、
 甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を○通作成し、甲乙記名押印のう
え、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
 第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会
 会長 酒井 雅洋

乙 共同企業体代表
 (住所)
 (社名)
 (代表者職氏名)

共同企業体構成員
 (住所)
 (社名)
 (代表者職氏名)

(住所)
(社名)
(代表者職氏名)